訴訟書類送信書

令和７年１月２０日

■ 広島地方裁判所民事第２部２Ｃ係　御　中　（FAX　082-228-8429）

■ 原告訴訟代理人弁護士　清　水　正　之　先生　（FAX　082-836-5878）

□ 原告

■ 被告訴訟代理人弁護士　小　林　裕　彦

電　話　086-225-0091

ＦＡＸ　086-225-0092

事件の表示　令和６年（ワ）第５９７号　契約条項等使用差止等請求事件 原告　特定非営利活動法人消費者ネット広島　被告　宗教法人円蔵院太陽の会	
送信文書	本書を含めず（８）枚を送信します。
１．□ 答弁書　■ 第３準備書面　□ 証拠申出書　□ 証拠説明書 □ その他（　　）　〔令和７年　１月２０日付〕	

＜連絡事項＞

注意　受領後，ただちに次の措置をおとりください。

１．落丁・送信ミスの有無を確認。ミスがあれば，送信者に委細を連絡。

２．落丁・送信ミスがなければ，この文書の受領書部分を記載し，送信者と裁判所宛にファクシミリで送信。

受　領　書

令和　　年　　月　　日

■ 広島地方裁判所民事第２部２Ｃ係　御　中　（FAX　082-228-8429）

■ 被告訴訟代理人弁護士　小　林　裕　彦　殿　（FAX　086-225-0092）

原告訴訟代理人　　印

１　送信文書を令和　　年　　月　　日に受領しました。

２　送信文書のコピー　□ 別途必要　□ 不要

令和６年（ワ）５９７号　契約条項等使用差止等請求事件

原　告　特定非営利活動法人　消費者ネット広島

被　告　宗教法人円蔵院太陽の会

第３準備書面

令和７年１月２０日

広島地方裁判所　御中

被告訴訟代理人弁護士　小　林　裕　彦
同　弁護士　藤　井　秀　孝
同　弁護士　青　木　祐　士

以下では、原告準備書面１に対して、反論する。

第１　本件契約の法的性質は、準委任契約ではなく、樹木葬墓地の墓地使用権を設定する契約であること

１　はじめに

原告は、コスモガーデン高天原樹木葬霊園（以下「本件霊園」という。）の使用契約（以下「本件契約」という。）の法的性質につき、準委任契約の性質を有するものであるとし、準委任契約であれば委任者はいつでも契約を解除することができ（民法６５６条、同６５１条１項）、また、解除に際し、受任者は既に履行した割合に応じて報酬を請求することができるにとどまる（民法６４８条３項）、履行済みの役務のない本件において既払金の全部を返金しないことを内容とする本件規約等は、平均的な損害を超えて、解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であり、無効であると主張する（原告準備書面１、３頁以下）。

しかしながら、以下で述べる事実に照らせば、本契約の法的性質は、準委任

契約でなく、墓地使用権の設定契約にほかならず、原告の主張は理由がない。

2　被告のコスモガーデン高天原霊園における樹木葬墓地・合同供養塔墓地は墓地の形態の一つであり、墓石を墓標とする墓地とは、単に、墓標の種類が違うにとどまり、遺骨を埋蔵する施設という本質において同じであること

(1)　原告は、本件契約が「墓地」に関する契約ではなく、「樹木葬」に関する契約であるとして、本件契約が特定の区画に墓地使用権を設定することが本契約の主たる部分でないため、本件契約の法的性質が樹木葬墓地の墓地使用権を設定する契約ではないと主張する。

しかしながら、被告のコスモガーデン高天原霊園における樹木葬墓地・合同供養塔墓地は墓地の形態の一つであり、墓石を墓標とする墓地とは、単に、墓標の種類が違うにとどまり、遺骨を埋蔵する施設という本質において同じであり、原告の主張は、本件契約の法的性質が樹木葬墓地の墓地使用権を設定する契約であることを否定する理由にはなり得ない。

(2)　原告は、樹木葬に関して、株式会社鎌倉新書、及び、株式会社石長のウェブページの記載を証拠として引用して、「樹木葬においては、消費者は、一般的に、墓を建立せずに永代供養を受けられることに着目して契約を締結する」などと主張するが、「樹木葬」という言葉は、広辞苑にも定義はなく、樹木や芝生・草花などを墓標の代わりとして扱う埋葬方法全般を樹木葬と呼ぶこともあるが、霊園の経営者ごとに多義的に用いられているのが実情である。

本件においては、明確な定義も定まらない「樹木葬」という言葉のみに着目して、形式的な解釈を行うのではなく、本件契約の内容の個別具体的内容に即して、その法的性質を判断すべきである。

(3)　被告は、被告のウェブページ上（甲１１号証）において、「樹木葬とは、いわゆる「自然葬」の一種で、コスモガーデンでは、桜をシンボルツリーとした区画に、それぞれのモニュメントストーンとともにご遺骨を埋めるという

形式をとっています。」と説明している。

実際に、被告は、本件契約に基づいて、桜の木を植えた敷地の区画に、骨壺に入れた遺骨を埋蔵して、納骨後、当該区画に顧客の希望に応じたストーンプレートを設置している。

これが、本件契約における、「樹木葬」であって、被告以外の他社のウェブページ上において「樹木葬」がどのように紹介されているかは、本件において関連性がない。

(4) 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）において、「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいい（墓埋法第２条第５項）、「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう（墓埋法第２条第４項）ところ、被告の本件霊園の樹木葬墓地、合同供養塔は、「墓地」（墓埋法第２条第５項）に該当し、被告は、墓地の経営許可を得て、コスモガーデン高天原霊園の樹木葬墓地、合同供養塔墓地を経営している。

このように、本件霊園の樹木葬墓地は、墓埋法上の「墓地」であるという意味において、墓石を墓標として設置する墓地と区別されておらず、いずれも、墓埋法上の墓地であるという点で共通している。

なお、念のため、「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいい（墓埋法第２条第６項）、「墓地」とは異なることを付言しておく。

(5) 墓のしるしとして立てる木や石を墓標というところ、本件契約における樹木葬は、墓石であるストーンプレートを墓標として設置している墳墓である。

また、本件契約における合同供養塔は、墓石の代わりに、墓標として、合同供養塔が設置されている墳墓である。

(6) 以上より、墓石を建立する墓地と本件契約における樹木葬墓地・合同供養塔墓地とは、単に、墓標がストーンプレートであったり、合同供養塔であっ

たりといった墓標の種類が異なるのみであって、遺骨を埋蔵する施設という本質において同じである。

3　本件契約は、顧客に対して、合同供養塔墓地の永代使用権への転換権付きの樹木葬墓地の使用権を設定する契約であること

(1)　原告は、本件契約は、樹木葬として３３年間特定の区画に埋蔵された後、合同供養塔にて永代供養を受けることを目的とする契約というのが、実態に則しているのであり、単に「墓地使用権設定契約」とのみ評価することは実態にそぐわないなどと主張して、本件契約の法的性質が墓地使用権の設定契約でないと主張する。

しかしながら、本件契約の実態としては、被告が、顧客に対して、合同供養塔墓地の永代使用権への転換権付きの樹木葬墓地の使用権を設定する契約にほかならず、その法的性質は墓地使用権の設定契約であることは明らかである。

(2)　原告は、本件契約は特定の区画について３３年間の使用権を認めるものでしかないと主張するが、本件規則（甲３）の解釈を誤っており、この主張自体が誤りである。

本件規則第７条では、「「樹木葬墓地区画」においては、使用者が墓地使用許諾を受けた後、納骨を行った日から３３年間（２人用墓地区画の場合には最後の納骨日より３３年間）使用できるものとします。なお、使用期間終了後は永代供養方式で合同供養塔に改葬されます。」と定められている。

また、本件規則第５条後段では、「かかる使用料を納付し、墓地使用承諾を受けた時より当該墓地を使用できるものとします。」と定めている。

これらの条項を整理すると、以下のとおりとなる。

本件契約においては、顧客が、使用料を納付した時から本件墓地の区画を使用する権利を取得する。被告は、当該顧客が墳墓として使用するための区

画をとして取り扱う。

そして、当該顧客は、納骨を行った日、あるいは、２人用の墓地区画の場合には最後の納骨の日より３３年間、樹木葬墓地の区画を使用することができる。

当該顧客が、納骨を行った日、あるいは、２人用の墓地区画の場合には最後の納骨の日より３３年間の期間を満了した時、当該顧客は、樹木葬墓地の区画から合同供養塔に改葬され、遺骨を合同供養塔に埋葬することができる。

(3) 以上より、樹木葬墓地の使用権は、単に、３３年間の使用権を認めるものではなく、顧客が使用料を納付した時点から、納骨を行った日、あるいは、２人用の墓地区画の場合には最後の納骨の日より３３年間の期間を満了した時までの期間、樹木葬墓地の特定の区画を墳墓として使用できる権利である。

(4) また、原告の主張する「永代供養」とは何を意味するのか不明であるが、本件規則第７条に定める「永代供養方式で合同供養塔に改葬されます」とは、被告が「永代供養」という何らかの他人の事務を行うことを意味するものではなく、合同供養塔墓地の使用期間を示しているのであり、要するに、合同供養塔墓地の永代的な使用権を付与するという意味である。

なお、被告のウェブページ上（甲１１号証）において、「合祀についてもお任せください」とあるが、これは、被告が、合祀、すなわち、遺骨を取り出して他の人の遺骨と一緒に埋蔵することを示しているだけである。

(5) 以上より、合同供養塔は、合同供養塔を墓標とする遺骨を埋蔵する施設であって、顧客は、樹木葬墓地使用権の使用期間満了後、当然に、永代的に合同供養塔墓地を使用することができるのであるから、本件契約に基づく樹木葬墓地の使用権は、その期間満了時に、合同供養塔墓地の永代使用権に転換するものと解するのが実態に即している。

4　墓石を墓標とする墓地の永代的使用権と本件契約に基づく墓地使用権との使用期間に差異はないこと

(1)　原告は、墓石を墓標とする墓地の永代的使用権と本件契約に基づく墓地使用権との使用期間の違いを指摘して、本件契約の法的性質は、墓地使用権の設定契約ではないと主張する。

しかしながら、既に述べたとおり、本件樹木葬墓地の使用権は使用期間満了後に当然に合同供養塔の墓地の永代使用権に転換するのであって、墓石を墓標とする墓地の永代的使用権と本件契約に基づく墓地使用権との使用期間に差異はなく、原告の主張は、本件契約の法的性質が、墓地使用権の設定契約であることを否定する理由にはならない。

(2)　近年、時代の移り変わりとともに、祖先の供養の方法、墓地のあり方については考え方が多様化している。祖先の供養の方法として、遺骨を埋蔵して、祖先を永代的に供養するべきという考えは変わっていないが、墓石を墓標とする墓地においては、墓石等の設置費用の負担、墓地管理の負担、祭祀承継者の不在等の諸問題があり、墓石を墓標とする墓地を選択することに負担を感じ、躊躇う者もいる。

本件契約は、こうした顧客の需要に応じて、樹木葬墓地の使用権と合同供養塔の使用権の設定という方式を組み合わせることで、従来型の墓石を墓標とする墓地の永代使用権と類似の永続的ないし永代的に墓地を使用する権利関係を実現するである。

(3)　したがって、本件契約は、樹木葬墓地の使用権と合同供養塔墓地の使用権により、墓地を永代的に使用することができる権利を設定するものであって、使用期間が永続的ないし永代的であるという意味で、墓石を墓標とする墓地の永代使用権の設定契約と類似している。

5　本件契約に基づく使用料に墓地管理料は含まれていないこと

(1)　原告は、本件契約に基づく使用料には、墓地の維持、管理という事実行為を被告が行うことについての対価が含まれていると主張して、本件契約の法的性質は、墓地使用権の設定契約ではないと主張する。

しかしながら、以下で述べるとおり、本件契約に基づく使用料に墓地管理料は含まれていない。

(2)　確かに、被告のウェブページ（甲１１）には、「料金に含まれているもの」として「墓地管理料」が記載されているものの、他方で、「管理料不要」とも記載されている。

また、本件規則（甲３）及び本件書面（甲４）のいずれにも、使用料と記載されているのみで、その内訳として、墓地管理料が含まれているとの記載は一切存在しない。

本件霊園の施設及び敷地は、被告の所有物であり、契約書上において、それらの管理料を顧客の負担とする旨の特別の約定がない限り、被告が自己の負担で管理を行うべきものである。

以上より、「料金に含まれているもの」という記載は、単に、管理料が不要であることを顧客にわかりやすく説明するための表現にすぎず、実際に、使用料に墓地の管理料が含まれているわけではない。

裁判例①（甲１２）の事案において、墓地使用権の対価と別に管理料を徴収していたことは、単に、当該事案の契約関係において、墓地使用権の対価と別に管理料を徴収していたことを示すにすぎず、当然ながら、事案の異なる本件において、本件契約に基づく使用料に墓地管理料が含まれることを推認することはできないことはいうまでもない。

(3)　したがって、本件契約に基づく使用料に墓地管理料は含まれていない。

6　原告の同種訴訟等における解決の状況は本件訴訟における本件契約の解釈に関して、何らの関係もないこと

原告は、宗教法人薬師寺に対する差止請求訴訟、永光墓園に対する申し入れ事案、大宰府メモリアルパークに対する申入れ事案の解決の状況を列挙している。これらを列挙している趣旨は不明であるが、いずれも本件とは当事者が異なり、事案も異なるのであるから、原告が他の事案でどのような解決をしていようとも、本件とは関連性がない。

7　以上のように、本件霊園は墓埋法上の「墓地」であり、本件契約における樹木葬墓地及び合同供養塔墓地は、墓石を墓標とする墓地と墓標の種類が異なるのみで遺骨を埋蔵する施設であることは同じであること、本件契約は樹木葬墓地及び合同供養塔墓地を使用する権利を設定するものであり、他人の事務を行うことを目的とするものでないこと、本件契約に基づく墓地使用権は合同供養塔墓地の永代使用権への転換権付きの樹木葬墓地の使用権を設定する契約であり、墓地の使用権の期間は永続的ないし永代的であること、本件契約に基づく使用料に墓地管理料が含まれていないこと等に照らせば、本件契約は、準委任契約ではなく、墓地永代使用権に類似する使用期間が永続的ないし永代的な合同供養塔墓地の永代使用権への転換権付きの樹木葬墓地の使用権を設定する契約であることは明らかである。

したがって、本件契約は、被告が顧客から使用料の納付を受けた時点で、上記墓地使用権を設定することで履行を完了しているのであって、その後、本件契約条項に基づいて墓地を返還する際に、使用料を返還しないとしても、本件使用規則等は、消費者契約法第９条１項に違反するものではなく、原告の主張には理由がない。

以上